

公立大学法人広島市立大学が保有する公文書 の開示に関する規程

平成22年4月1日

規 程 第 27 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）が保有する公文書の公開について、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に規定する開示に関し必要な事項を定めるものとする。

(写しの交付に係る料金の額等)

第2条 条例第15条第4項に規定する料金の額は、別表に定める額とする。

2 前項の料金は、条例第14条第2項に規定する申出の際、納付しなければならない。

3 法人は、特別な理由があると認めるときは、第1項の料金を減免することができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年3月26日から施行する。

2 この規程の規定による改正後の公立大学法人広島市立大学が保有する公文書の開示に関する規程及び公立大学法人広島市立大学が保有する保有個人情報の開示等に関する規程（以下「開示規程」という。）は、平成28年4月1日から適用する。

3 改正前の開示規程の規定に基づいて平成28年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に法人で収入した手数料は、改正後の開示規程の規定による手数料の内払収入とみなす。

別表（第2条関係）

(1) 文書又は図画

区 分	単 位	料金の額
カラー複写による写しの交付	1枚につき	20円（用紙の両面を用いるときは、40円）
その他の写しの交付	1枚につき	10円（用紙の両面を用いるときは、20円）

備考 用紙の規格は、日本工業規格のA列3番、A列4番、B列4番及びB列5番とする。

(2) 電磁的記録

区 分	単 位	料金の額
録音テープを録音カセットテープ（記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき	220円
ビデオテープをビデオカセットテープ（記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき	280円
電磁的記録を日本工業規格A列3番の大きさ（以下「A3大」という。）以下の用紙にカラーで出力したものの交付	1枚につき	20円
電磁的記録をA3大を超える用紙にカラーで出力したものの交付	A3大まで ごとに	20円
電磁的記録をA3大以下の用紙に単色で出力したものの交付	1枚につき	10円
電磁的記録をA3大を超える用紙に単色で出力したものの交付	A3大まで ごとに	10円
電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき	60円
電磁的記録を光ディスク（直径120ミリメートルで、記憶容量700メガバイトのものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき	100円

公立大学法人広島市立大学が保有する公文書の開示に関する規程

電磁的記録を光ディスク（直径120ミリメートルで、記憶容量4.7ギガバイトのものに限る。）に複製したものの交付	1枚につき	130円
---	-------	------